

沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託

質問に対する回答

No	質問内容	回答
1	<p>4 参加資格要件(参加要領)</p> <p>「(6)業務開始までに沼津市内にプラスチック製容器包装の中間処理施設(破袋・選別・圧縮・梱包)を設置し、令和7年4月1日から委託業務を開始できる者」とありますが、現時点から1年と数か月しか期間がありません。行政が行う許可ではなく、民間が行う許可申請となるので時間を要します。民間の努力だけではこの期間に全て行えるとの確証が得られません。許可申請等に関して、沼津市の全面的なご協力は可能でしょうか。</p>	<p>許可申請等の手続きや周辺住民の方への対応は事業者様の責任において対応願います。</p>
2	<p>7 プロポーザルへの参加申込(参加要領)</p> <p>(9)中間処理施設の位置図(様式自由)は敷地内の機械配置で良いか、若しくは計画地を示す位置図的なもので良いか。</p>	<p>中間処理施設の位置図には、計画地の位置を示してください。</p>
3	<p>提案限度額が481,250,000円となっておりますが、予定数量より換算すると35円/kg(税別)となると思いますが、沼津市としての積算の根拠を教えてください。我々が積算をする場合、「土地・建物」「機械設備」の減価償却「人件費」等から単価を算出いたします。何回か提出させていただきました「参考見積」についても想定される費用より算出しております。</p>	<p>本業務の実施にあたっては中間処理施設を設置する必要がありますが、各事業者様により処理施設を新設するか、又は、既設の施設を利用するかは条件が異なってきます。そのため、サウンディング調査参加事業者様等に参考見積りの提供を依頼させていただきました(参考見積りの提供は、各事業者様の任意)。公表されている他市町の契約単価を確認しつつ、提供していただいた参考見積りを精査し、提案限度額を設定しました。</p>

4	<p>クリーンセンターでこの業務を行っていた時の単価も算出していた だき、参考までに教えていただきたいと思ひます。(市の所有する土 地・建物でも建設費より算出 人件費においても委託費より算出)</p>	<p>本市では令和4年度まで沼津市中継・中間処理施設でプラス チック製容器包装の中間処理を行っていましたが、当該施設 ではプラスチック製容器包装の他、ペットボトル及び蛍光管 の中間処理も行っていたことから、プラスチック製容器包装 のみの処理業務の単価を算出することは困難です。なお、参 考として当該施設の直近5か年の決算額やプラスチック製容 器包装の処理量等は下記のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継・中間処理施設管理運営費決算額(直近5か年) <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：100,941,632円 令和元年度：93,750,013円 令和2年度：98,261,059円 令和3年度：97,415,959円 令和4年度：91,191,235円 ・中継・中間処理施設におけるプラスチック製容器包装の処 理量(直近5か年) <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度：2,431t 令和元年度：2,404t 令和2年度：2,415t 令和3年度：2,392t 令和4年度：1,957t(4～1月まで) ・建設費：817,950,000円(平成11年1月竣工) ・土地代については、本市が所管するようになってから50年 以上が経過し、資料が現存していないため不明です。
---	--	--

5	「市議会議員」等の方々を通して質疑やアピールを行った場合、プロポーザルの評価に何らかの影響は出るのでしょうか？	影響ありません。
6	選考会でのプレゼンの際、自社の社員ではなく専門の方や、行政書士等の方にプレゼンを行っていただく又は同席していただくことは可能でしょうか？	プレゼンテーションの参加者は、1参加者につき3名までとしており、この3名の中に専門の方等を含んでも差し支えありません。
7	<p>処理方法の中で「Aランクの品質確保に努めること」とありますが、受注後の検査等でBランクなどになってしまった場合、どのようなペナルティがあるのでしょうか？</p> <p>Aランクの品質保持は当然の条件と認識しておりますが、なんのペナルティもないのであれば、「Bランク」でもいいと考え、単価も安く抑える事ができてしまいます。</p>	<p>公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する品質調査において、Bランクとなった場合、協会から本市に対してAランクを目指した品質向上が求められます。また、3年連続でBランクとなった場合、協会から本市に対して改善計画の立案と実行が求められます。</p> <p>プラスチック製容器包装の安定的な処理を維持するため、Bランクとなった場合は、契約額の範囲内でAランクの品質を確保するための改善策を講じていただくよう受託者へ求めることとなります(3年連続でBランクとなった場合は、改善計画の立案と実行を求めることとなります)。</p>